一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等並びに土壌等の除染等の措置の内容

所在地	土地等	土壌等の除染等の措置の内容
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生二	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生十八	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生十九	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生二十	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生二十八	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生二十六	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生三十二	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生三十三	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字上川内字楢生五百三―四十四	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡川内村大字下川内字荻六十八―二	畑	除草及び表土の削り取り
福島県双葉郡川内村大字下川内字荻六十八―四	畑	除草及び表土の削り取り
福島県双葉郡川内村大字下川内字荻百四十七	田	除草及び表土の削り取り
福島県双葉郡川内村大字下川内字荻百七十八	田	除草及び表土の削り取り
福島県双葉郡川内村大字下川内字荻百八十	田	除草及び表土の削り取り
福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百二十四―一	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百二十四―三	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字下川内字田ノ入百二十六	田	除草及び反転耕
福島県双葉郡川内村大字下川内字糠塚六―二	畑	除草及び反転耕

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七三）七三三〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十五年六月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

〇東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百八号　大崎市古川鶴ヶ埣字新江南二〇番二から同市古川旭六丁目四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十日

〇関東地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市稲荷木一丁目四〇五番四から同市鬼高四丁目三九八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十九日

〇関東地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十九日　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
入間市河原町一二二一番九九地先から同市黒須一丁目四五四番七まで	前	一〇・八七～三四・七七メートル	〇・二四三キロメートル
	後	二三・〇〇～四四・八七メートル	〇・二四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所